



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782



障害者差別を許すな！



車椅子で続けてきた元職、総務課長に戻せ！

Kさん元職復帰をめざして大阪地裁に仮処分申立て！

4月11日、Kさんが勤める阪神動力機械㈱に対し
仮処分裁判を大阪地裁に申し立てました。申立の趣旨は、

- 1 総務部課長としての労働契約上の地位を有することを仮に定めること
- 2 本社製造部環境工事課にて勤務する労働契約上の
義務を負わないことを仮に定めること、です。

4月14日の月曜日午後2時から、大阪地方裁判所の1階の司法記者クラブで記者
会見をしました。翌15日の朝刊に記事となりました。
記者会見にあたり弁護士が作成してくれた事案の概要を、以下に紹介します。

＜事案の概要＞

1、2000年6月に阪神動力機械㈱の経理担当者として採用されたKさんは、総務
部課長代理にまで昇格した後に、ギランバレー症候群（1回目）を発病し入院した。
ギランバレー症候群の発症率は10万人に対して1.15人／年と推定されており、
ギランバレー症候群は、手足のしびれ感又は脱力で発症し、徐々に筋力低下が増大、
重症化する。重症例では歩行不能となり、さらに呼吸筋障害をきたすと人工呼吸管理
を要することもある。ギランバレー症候群の再発率は2～5％程度とされている。

Kさんは、ギランバレー症候群（1回目）を発病後、後遺症として、車いすでの生
活をするようになり、必要に応じロフトスタンドクラッチ(杖状のもの)を使うようにな
ったほか、四肢の筋力が低下し、長時間のパソコン作業をすると、前腕や手に疲労
感が生じたり、痛みやしびれなどが出るなどの症状が残った。

退院後、本社総務課長代理への役職に復職し、その業務を行った。

Kさんは、杖を使っていることを理由に総務部主査へと降格となった。業務内容は、降格前と同様であった。ギランバレー症候群発病後（１回目）の後遺症は残っていないが、Kさんはこのようなギランバレー症候群発症前と同様の業務をこなしていった。

Kさんは、後遺症がある中で業務をこなし、２０２２年４月に総務部課長に昇格した。６人の部下のマネジメントを行なうこととなった。

１回目のギランバレー症候群の後遺症がありつつも業績を残し、キャリアを積んできたのであるが、２０２３年４月に２回目のギランバレー症候群を発病し、首から下の部位が脱力し、ほとんど動けない状況になり、救急車で搬送され病院へ入院することとなった。

その後、症状は回復し、ほぼ再発前と同じ程度に日常生活を送ることができるようになった。

しかし、Kさんが、２０２３年８月２１日出社すると、Kさんに事前に告げることもなくKさんのデスクは撤去されていた。

出社するや否や呼び出しを受け、本社製造部環境工事課主査という部署へ降格・配置転換の辞令を受けた。当該辞令については事前の説明もなかった。また、降格に伴い減給すると説明を受けた（不服を申し立てたところ、実際には減給はされなかった）。

この従来のキャリアを一切無視してなされた本件降格・本件配置転換の無効を主張するのが本申立である。

Kさんは、本件降格・配置転換以後は、Kさん自身、内勤ができるよう負荷のかかりにくいキーボードやマウスを探してくるという外勤を命じられた。

また、会社よりそれ以外については在宅勤務をせよとの業務命令を受けたが、在宅にて具体的に何をせよとの指示は一切なされず、いかなる業務をすればよいのかさえもわからない状況におかれ、上記外勤以外の日は自宅待機を行うことを余儀なくされた（実質的には自宅待機命令に等しい）。

業務命令をされないどころか、業務内容自体も教えてもらえなかった。

以上のように、キーボードやマウスを探すようにという業務命令以外は全くせず、会社から干された状況に陥った。２０２４年６月に内勤業務に至るまでのおよそ１０カ月間干された状況が続いた。期間の長さからすれば、実質的に退職勧奨がなされているに等しいものというべきである。



Kさんは、２０２３年１０月に管理職ユニオン・関西に相談に行き、加入後の１１月の団体交渉から度重ねた結果、２０２４年６月２５日より、業務は工事写真帳の作成とする内勤業務を行なうこととなった（現職）。

工事写真帳の作成は概ねパソコンへの入力という単純作業であり、Kさんにおいては、特に手や腕の部分に負荷の大きい業務である。

あまりに負荷が大きいため、３０分入力を行った後、少なくとも１５分休憩をとるといった形でしか就労を行なうことができなかった。総務課長職の業務内容であれば、このような休憩をとることなく勤務することができていたのに、会社が環境工事課というパソコンへの入力業務を命じたことによって、Kさんの就労環境は著しく悪化し、手や腕に３０分に一度少なくとも１５分の休憩をとらざるを得ない程の負荷が生じるに至っている。

２、本件降格・本件配置転換の理由

① 障害があること、②休職リスクがあること、③火事になったら逃げられないとの理由であったが、その後、理由は二転三転した。

3、申立の内容

第2項、「債権者が、債務者の本社製造部環境工事課にて勤務する労働契約上の義務を負わないことを仮に定める。」

社会的意義として、今回の申立ては小さなものですが、少しでも現状を変えるきっかけになればと思います。

2025.4.15 朝日 (大阪版)

「障害理由に配置転換無効」

難病の男性 差し止め申し立て

「難病から回復する
院とリハビリで回復した
ため、出社すると、机が
なくなっていたという。

造業者に勤める男性がこ
う訴え、障害を理由にし
た降格と配置転換は無効
だとして、11日に差し止
めの仮処分を大阪地裁に
申し立てた。

主査に降格された上に
経験のない部署へ異動と
なつて、「負担のかかり
にくいキーボードやマウ
スを探す」という仕事を
命じられ、現在の仕事を

申し立てたのは「阪神動力機械」（大阪市此花区）に勤める〇〇さん（51）。14日に代理人とともに、大阪市内で記者会見を開いた。

は単純なパソコン作業が多く自身の症状では難し」と主張。「元の職場へ戻すべきだった」とし、障害のある人への「合理的配慮」を求める近年の

さんは総務部の課長代理だった2019年、徐々に筋力が低下する難病「ギラン・バレー」だ。

症候群」を発症し、車いすを使う生活となった。課長になった後の23年4月に再発。約4カ月の入

同社は「申立書が届いていないのでコメントできない」としている。

（遠藤美波）

(遠藤美波)

仲間の職場では



・ U、I、F、Oさん：さわらび診療所分会

4月18日、M&Aの業者も参加した中で、稲垣理事長から医療法人エミフル（大阪市北区梅田1丁目31大阪駅前第1ビル6階）に売却するとの発表。内容は、さわらび診療所は継続する、稲垣理事長（院長）は雇われ医師となる、4月28日に新理事長が来てあいさつをする。1年間労働条件は維持する。検討中の就業規則は、労使協議会などの内容を引き継ぐなどというものでした。

4月22日、組合から申入書で、売却・買収「契約書」の開示を求めたが、稲垣理事長から「出資持分譲渡等解約は稲垣理事長個人の契約ですので開示義務はなく、申入れには応じられません」との回答があった。

今後、分会との検討会を行い、買収側との団体交渉を申し入れる予定。

・ Kさん（阪神動力機械）：復職先を元職に戻すこと。

元職復帰に向けて、仮処分裁判申立てを4月11日におこなう。4月14日、司法記者クラブで記者会見。担当弁護士2名、仲村、Nが同席。※本号機関誌に詳しく掲載しています。

・ Mさん（千空）：退職した会社のパワハラ問題

会社、加害者の部長の聞き取り中とのこと。引き延ばしあきらめを狙っていると思われるので、抗議のビラまき行動を予定。

・ Sさん（並田機工）：仕事の過小評価（パワハラ）、60才定年再雇用条件。

4月10日、団交でこれまで支給の住宅手当を継続し、その上での労働条件提示を会社に迫る。会社から住宅手当継続の回答があり、詰めの折衝に入っている。

・ Tさん（達新商事）：賃上げ、一時金要求、紛失に対する防犯カメラの公開。

4月18日の団体交渉で、賃上げ3%（定昇含む）の回答、一時金は5月末締めなので、その後に回答するとのこと。物品紛失に防犯カメラ公開については、個人情報情報を理由に拒否した。

・ Bさん（イズミヤ・阪急オアシス）：職場環境、業務量、店長異動に伴う店長間の引継ぎについて。

4月17日、団体交渉。仕事量について、B組合員と千里ガ丘店店長との業務量について認識に大きな開きがあるため、打開策を双方検討中である。

・ Yさん（ダイレックス）：職場でのお客様対応の指導書についての署名拒否の事実確認、休憩時間中の業務呼び出しの未払い賃金、資格手当の未払い分、職場環境・人員不足問題、賃上げ要求など。

4月28日、団体交渉。東京の経営側労働問題で名だたる石寄・山中総合法律事務所の吉野・松井弁護士が登場。6項目全て継続交渉となる。

・ Gさん（ロジスティード）：西日本本部閉鎖に伴う異動問題。

4月24日、団体交渉。会社の東京本社「安全品質管理本部」への異動内示に対して、G組合員から「行けない理由」を書面で提出することになった。

・ Dさん（株）こども未来研究所）：未払い賃金（有給休暇消化後の退職）

5月2日、団体交渉。日給6千円＋内容証明郵便代を要求したが、最初はラインで退職日を書いているから支払い義務はないとしていたが、フルタイムでなかったもので労基法に基づいて支払うとした。明細計算をして、組合に提出することになった。

トランプの関税政策等の思いつき政策の影響は？ どの国の利益になるのかな？

最近腹が出てきた組合員

米国のトランプ大統領が各国からの輸入品に高関税を課すことを決定し(といっても実施時期を延期したりしている)、世界中の株式市場や為替レートに大きな影響を与えています。特に、対中国からの輸入品にはより高い関税をかけることになりました。



中国としても米国向け輸出品を扱う産業に打撃を受けることは必至で、対抗策として米国からの輸入品に追加関税をかけることを決め、泥仕合の様相になってきています。4月22日付日経新聞に「中国、米依存脱却、着々と」との見出しの記事が載っています。

中国は1月中旬から米国産の大豆、トウモロコシの買付予約を停止、3月には米国産の大豆や小麦、トウモロコシ等に最大15%の追加関税を発動しました。

そのため、米国からの輸入産物の量は激減するものの、大豆の調達先はブラジルからの輸入にシフトする等して代替するとのことでした。

EUも同様に南米南部共同市場との自由貿易協定交渉を妥結し、ブラジル産の大豆等への供給を図っているようです。

結局、米国産の農産物農家が打撃を被ることになるのでしょう。

一方、日本では本来、米国から中国等に供給するはずのトウモロコシ等の農産物の輸入拡大に迫られそうで、米国の失政のつけを負わされるのでは懸念をしています。

その4月22日付日経新聞に前述記事と並んで、トランプは日本の自動車の安全基準が「非関税障壁による不正で、保護主義的な技術基準だ」と日本を批判する記事も載っています。だから、日本ではアメ車が売れないと言いたいのでしょうか。

確かに、日本国内で走っているのは国産車を除いては欧州車を見かけるもののアメ車は少ないように思えます。

ドライバーの嗜好や思い入れなどで購入する車種は決まるのかもしれませんが、アメ車を選ぶ人が少ないのはそれなりの理由があるのだろう、と考えながら、同日同紙1面には「BYD、経EV日本に投入」との記事もあります。

中国のEV車の大手のBYD社が日本の軽EV車市場を狙っていたのですね。

日本のEV車市場は未だ発展途上ですが、中国社が軽自動車に絞って、日本独自の急速充電器規格にも対応するとのこと、相当な意気込みのようです。

国内の自動車各社はかなりの危機感を抱いていると思います。

この自動車の中国の対日本政策がトランプのそれと直接関連するものではなくても、自動車に限ってもその政策姿勢に米中の差を感じてしまうのです。

このように米国の一部層の利益を追うトランプ政策が自らを窮地に貶めることになりかねません。

日本としても対米政策に必要以上に振り回されないようにしてもらいたいな、ねえ、石破さん。



帰ってきた Mr.K なんでもエッセイ 第6回

1987 年当時、私が子供の頃から好きだった映画俳優と言えば、第 3 位チャールズ・ブロンソン、第 2 位ブルース・リー、そして第 1 位は高倉健でした。今でもこの 3 人は私の中で不滅の名優たちです。

さて岡三証券に勤めて間もない頃でした。朝出勤するとドアが半分開いた支店長室から、支店長が本社とのホットラインで緊張した声でやり取りするのが聞こえてきます。その後支店長室から出てきた支店長が大きな声で、

「高倉健が死んだそうや。パリの病院で。エイズやったそうや。」



まさか信じられません。当時の高倉健は映画の撮影が終わるとどことも知れず音信不通になると言われていました。それがこんなことになるなんて…

急いで支店長は社員に

「クイックボード（クイック社製の株価の電光掲示板）にオカモトを入れろ！」と指示します。オカモトはご無沙汰してる人にも言わずと知れたコンドームのトップブランド（当時）です。

芸能界の話題にもマーケットはすばやく反応します。それなりの出来高（売買高）を伴ってオカモトは値を上げていきました。ところが昼過ぎだったでしょうか。

高倉健本人から「お騒がせしているようですが。」と

関係者に連絡があったとのこと。オカモトは値を消し（値が下がること）、相場は落ち着きを取り戻しました。わずか数時間の出来事でした。

相場の世界は今で言うフェイクニュースなどにも反応します。個別銘柄の売買は気が休まることはありません。ハラハラドキドキするのが嬉しい人には株式投資は楽しみかもしれません。しかし儲かるかどうかは別の話です。今でも私が個別銘柄への投資を主力の投資に据えていたらこの文章を書いている余裕はなかったかもしれませんね。



第96回中之島メーデーに参加しました！



5月1日午後1時30から大阪中之島公園
剣先ひろばで開催された。

メインスローガンは、「労働者の国際連帯で、
平和と豊かな生活を勝ち取ろう！」。スロー
ガンは、「競争でなく、共生社会の実現を」
「物価高打ち破る大幅賃上げを！」「労働運
動弾圧を許さず、働く者の権利を守ろう！」
「安心した暮らせる賃金を！最低賃金は千
五百円」「IR・カジノ・万博を止め、震災被

災地支援を！」「大軍拡反対！軍備増強許さない！戦争反
対！」「沖縄・琉球弧そして各地の軍事化を許さない！」「労
働基準法解体反対！」「あらゆる差別を許さない！」である。
集会は、実行委員会代表のあいさつ、連帯あいさつが大阪
労働者弁護団、議員のみなさん、争議報告では、韓国オブテ
ィカルハイテック労組からのアピールがありました。バンド
演奏、歌の後、「戦争やめろ あげろ！賃金」「労働基準法
解体反対！」のポテッカ・撮影があり、団結ガンバローで締
めくくられました。メーデーデモは、西梅田公園まで行われました。管理職ユニオン・関
西からも4名が参加しました。



〈第96回中之島メーデーアピール〉

世界は戦争でいっぱいです。

ウクライナでの戦争に終わりは見えず、ガザでは市民への攻撃が止まず、スーダンやミャンマーでは内戦が続いています。

社会は不安でいっぱいです。

物価はどんどん上がるのに、私たちの給料はほとんど増えず、生活はますます苦しくなっています。

気候変動で気温は毎年上がり、大雨や台風による災害が増え、私たちの暮らしは壊されています。

先が見えない世の中で、人々の不安につけこみ、「悪いのは外国から来た人たちだ」と、分断と対立をあおる政治家が増えています。

こんな時代に、私たち労働組合は何をすべきでしょうか。

私たちは知っています。資本家や権力者など私たちを搾り取る奴らは、いつも分かりやすい敵を作って、私たちを分断し対立させます。

私たちは分かっています。奴らがねらう分断と対立には乗らず、私たちは全ての働くなかまと手を取り合い、団結と連帯で本当の敵である奴らと闘います。

19世紀、私たちのなかまは「人間らしい働き方」を求めて立ち上がりました。20世紀、私たちのなかまは労働組合の権利を勝ち取りました。21世紀に生きる私たちは何をすべきでしょう。

誰かの幸せを踏みにじり、自分だけが豊かな生活を楽しむのか。誰かの苦しみに寄り添い、みんなで豊かさを分かち合うのか。どちらが人としてより良い姿か、ここ中之島に集まった私たちと世界のみんなは答えを知っています。

戦争と不安がいっぱいの時代に、分断と対立に対して団結と連帯で闘い、世界のなかまと一緒により良い社会をつくりましょう。

そして22世紀のまだ見ぬ仲間へ闘いをつなげましょう。

5月の組合員交流会

参加組合員による近況、職場報告、争議中・団交中の報告もしてもらいます。ごぶさたの組合員もぜひ参加ください。

○日 時 2025年5月23日（金）18時30分～20時30分
○場 所 組合事務所

大阪労働者弁護団 学習会案内

パワハラ・カスハラをなくすために

第1回基礎編 5月15日（木）講師：高尾 奈々 弁護士

パワハラ・カスハラの概要、グレーゾーン、裁判例について、解説します。

第2回応用編 5月22日（木）講師：奥山 泰行 弁護士

ハラスメント全般について、民事裁判や労災認定の手続きなどを使って、どのように対応していくのか、より実践的な内容を中心に、解説します。

1. 講座時間 18:30～20:30
2. 会場 大阪弁護士会館 1205号室 大阪市北区西天満 1-12-5
3. 受講方法 WEB：先着100名、会場：先着35名
4. 受講料：各回1000円（賛助団体割引）



参加希望組合員は、組合事務所まで連絡ください。